

修正案の提出について

第67号議案

多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を会議規則第91条の規定により別紙のとおり提出する。

令和元年6月27日

子ども教育常任委員 本間としえ

子ども教育常任委員長 しいじま 文彦 殿

第67号議案 多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第2条の2の改正規定中「、同条第2号中「施設及び」を「施設、駐車場及び」に改め」を削る。

第5条第3項ただし書の改正規定中「「ただし、」の次に「駐車場利用料金及び」を加え、」を削る。

別表の改正規定中

「駐車場に係る利用料金の上限額

単位	利用料金
最初の1時間まで	無料
1時間を超え、以後1時間までごとに	100円」

を削り、「施設又は附帯設備等」を「施設等」に改め、「5 駐車場を利用する者は、市長が定める時間を超えて利用することができない。」を削る。